

鹿児島県内の小規模事業場における産業保健活動の現状とその活性化に関する研究

主任研究者 鹿児島産業保健推進センター所長 鮫島耕一郎
共同研究者 鹿児島産業保健推進センター相談員 松下 敏夫
鹿児島産業保健推進センター相談員 大重 勝弘
鹿児島大学医療技術短期大学部助教授 尾上佳代子
鹿児島大学医学部講師 青山 公治

1. はじめに

鹿児島県における職場の産業保健活動のあり方と県内の地域産業保健センターの活動の展開に資するため、県内1,274事業場に対し、産業保健活動に関する実態調査を実施し、回収した511事業場の状況をみると、当初計画の対象とした30人以上50人未満の事業場の割合は、この調査時点では、回収のあった事業場の60.9%に過ぎず、この規模の事業場における従業員数の変動の大きさがみられたが、本調査では小規模事業場に入れ角析を行った。

2. 調査対象と方法

調査対象は、「常時30人以上50人未満の労働者を使用する事業場」として鹿児島労働基準局が把握している1,274事業場を各監督署毎に全対象とした。業種別では、製造業270事業場、非製造業1,004事業場であった。

3. 調査結果の概要

3.1 産業保健(労働衛生)管理体制

3.1.1 労働衛生担当者の選任状況

労働衛生担当者の選任状況は低く、安全衛生推進者や衛生管理者でも、全体では24%程度に過ぎない。職業性疾患の発生率の高い製造業においては、特に労働衛生担当者等の充実が今後の大きな課題といえる。

3.2 作業環境、作業管理の状況

3.2.1 有害業務

対象事業場の有害業務の有無をみると製造業の粉じん作業及び有機溶剤業務、非製造業の振動工具を除いて低率である。

3.2.2 作業主任者の選任状況

法定の有害業務の作業主任者の選任状況は、作業主任者の要選任業務のすべてに選任できている事業場は、全体の50%で、事業規模が小さくなるほど選任率は低調であった。

作業主任者の全然選任できていない事業場は、50人未満で23%、50人以上で8%である。

有害業務の管理状況は悪いことが明らかとなった。

3.2.3 作業環境測定状況

有害業務を有する事業場で作業環境測定を完全実施しているが46.6%，未実施が47.6%である。

規模の小さい事業場ほど実施率が低く、法的義務の周知徹底が不足していることが明らかとなった。

3.3 特殊健康診断の実施状況

回答した132事業場のうち57.6%が実施しているが、事業場規模の小さい事業場ほど実施率が低い。

有害業務を有する158事業場全体の実施率は、48%で半数弱となっている。

3.4 健康診断の実施状況

3.4.1 扱入れ時の健康診断

労働者の扱入れ時の健康診断の実施率は60%と低く、事業規模の小さい事業場ほど低くなっている。

3.4.2 定期健康診断の実施状況

定期健康診断の実施率は93%であった。また、定期健康診断の受診率はかなり高く、受診率が80%以上の事業場は、受診率の回答のあった事業場全体の96%であった。このことは、労働者の健康に対する関心が高いことを示している。

健康に異常があると診断された有所見者の比率は全国的には増加傾向にあるが、鹿児島労働基準局の調べによる県下の50人以上の事業場における健康診断結果報告による有所見者率は、年々増加しており、全国平均を上回っている。

3.4.3 成人病予防健康診断の実施状況

従業員全員について毎年実施している事業場が全体の約10%、また、40歳以上の全員に実施しているのを含めると全体の37%と、成人病への労使の関心は高まりつつあるが、事業規模が50人以上と50人未満ではその実施率にかなりの差がある。

3.5 安全衛生教育の実施状況

3.5.1 各部門における安全衛生教育の実施等

雇入れ時の安全衛生教育の実施率は62.5%であるが、有害業務に係る実施率はいずれも低調である。特別教育及び職長教育については、中小企業の場合、自社で教育が出来ない場合が多く、教育機関に委ねる等の実態があり、実施率の低下を来していると推察出来る。今後は、安全衛生教育体制の整備とその必要性について啓発が重要な課題である。

3.6 業務上疾病の発生状況

過去3年間の業務上疾病的発生状況は、全国的な動向と同様、製造業、非製造業の区別なく圧倒的に災害性の腰痛が多いが、最近では、運搬作業の機械化が進み、人力による重量物の取扱い作業が大幅に改善されたが各種の職種において依然として多発している。

3.7 労働者の健康保持対策の状況

従業員の健康対策として、ラジオ体操が全体で44%と最も多く、50人以上の事業場で特に何も実施していないと回答したものが40%あった。

3.8 THP制度の周知とその利用状況

THP制度について知っているのは、僅か14.5%。助成制度の利用を希望するを合せると約半数である。今後、労使双方に一層の啓発の必要がある。

3.9 快適職場づくりの取組み状況

認定を受け快適化への改善を図ると労災保険特例メリット制度の適用等があるが、認定制度を知っていたのは、僅か9.5%であり、制度を知らないが、71%もあることから広報の重要性が明らかとなった。

3.10 職場の禁煙対策の取り組み状況

事業場の喫煙対策の取り組み状況は、禁煙若しくは喫煙場所を設置しているが、回答数全体の35%を占めており喫煙対策が取組まれつつある。

3.11 産業保健活動の周知とその希望状況

地域産業保健センター制度について、全体で、64%の事業場が知らないと回答しており、周知状況は極めて低調である。その利用者は全体の4%であった。

また、個別訪問に対しては全体で約16%の事業場が希望の回答をしている。

3.12 職場における健康管理の好事例、鹿児島産業保健推進センター等に対する意見・要望等

事業場で他の範となる事例、当センター等への意見・要望等多くの回答が寄せられた。

この意見等は、事業場の産業保健活動の活性化、当センターの活動に対する提言等であり、今後の産業保健活動の事業展開に積極的に活用を図りたい。

4. 考察

鹿児島県内の圧倒的多数を占める事業規模50人未満の小規模事業場を対象とした産業保健活動の実態調査を実施したが、小規模事業場ほどその活動が低調であり、労使の関心が低いと同時に行政側の啓発不足等が明らかとなった。

今回の調査結果により、行政はもとより、産業保健関係機関等による積極的な広報啓発活動が急務であることを痛感している。

これらの課題の解決のために、連携を密にして推進を図ることが当センター事業の産業保健活動の活性化の実現につながるものと期待している。